

各報道機関 様

有毒植物による食中毒が疑われる事案の発生について

平成 28 年 4 月 26 日（火）午前 10 時 00 分

旭 川 市 保 健 所 衛 生 検 査 課
TEL : 0 1 6 6 - 2 6 - 1 1 1 1
内 線 : 2 9 7 0

旭川市内において、有毒植物による食中毒が疑われる事案が発生しましたので、その概要について次のとおりお知らせします。

1 事案の概要

旭川市内で同居する家族 2 名が、平成 28 年 4 月 21 日（木）にギョウジャニンニクと認識した植物を喫食したところ、2 名とも嘔吐、下痢等の中毒症状を発症し、うち 1 名が 4 月 23 日（土）に死亡しました。

原因については、現在、保健所で調査中ですが、ギョウジャニンニクと形状が類似している有毒植物のイヌサフランを誤食した可能性も考えられます。

2 有毒植物の誤食による食中毒の発生予防について

山菜・野菜の中には、有毒植物によく似たものがあることから、毎年、春先には、山菜等と間違えて有毒植物を食べたことによる食中毒が全国的に発生しています。

つきましては、次の事項について、積極的に注意喚起していただくようお願いいたします。

- 食用と確実に判断できない植物は、食べないようにしましょう。
- 家庭菜園や畑などで、野菜と観賞植物を一緒に栽培するのはやめましょう。
- 山菜に混じって有毒植物が生えていることがありますので、山菜狩りなどをするときには、よく確認して採り、調理前にもう一度確認しましょう。
- 有毒植物によっては生命にかかわることもありますので、異常を感じた時には速やかに医師の診察を受けましょう。

本件に関するお問い合わせは、本日午前12時00分までをお願いします。